

宝塚大学 新型コロナウイルス感染防止行動基準（大阪梅田キャンパス用）

2020.12.4 改正 看護学部コロナ対策本部

レベル	授業	課外活動	学生の入校	教育・研究活動	事務局	学内会議
0 (通常)	・通常の対面授業(収容定員100%)ができる状況	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1 (一部制限)	・感染拡大防止に配慮して、通常の対面授業(収容定員100%)の実施	感染拡大防止に留意して、通常通りの課外活動	感染拡大防止に留意して、通常通り	感染拡大防止に留意して通常通り教育・研究活動。	感染拡大防止に留意して、通常通りの勤務	感染拡大防止に留意して対面会議を行う
2 (制限・小)	・三密を避ける対面授業(定員の約50%の収容)の実施、遠隔授業の一部実施(対面遠隔併用)	キャンパス内外における屋内での集会の自粛	以下の場合を除き、登校を控える。 ・対面授業を受講(遠隔授業を学内で受講する場合を含む) ・学生指導上必要な場合 ・図書館利用	・感染拡大防止に留意して教育・研究活動。 ・時差出勤・テレワークの活用 ・学生指導等を遠隔で実施するよう推奨	時差出勤・テレワークの活用	感染拡大防止に留意して対面会議を行うが、リモート会議も活用する。
3 (制限・中)	・原則として遠隔で授業を行い、 <u>実習(演習)・実技系を中心に対面で行った方が教育的効果が高い科目</u> を、三密を避ける対面授業で実施(原則遠隔、対面補完)	活動状態に応じて一部の課外活動を許可	以下の場合を除き、登校を控える。 ・対面授業を受講(遠隔授業を学内で受講する場合を含む) ・学生指導上必要な場合 ・国試対策等やむを得ない場合の図書館利用	可能な限り、時差出勤・テレワークを活用	事務機能維持のための人員の出勤	可能な限りリモート会議で行う
4 (制限・大)	・原則として遠隔で授業を行い、 <u>卒業認定に不可欠な特別の科目</u> に限り、三密を避ける対面授業実施(対面特例) ・原則として臨地実習を中止し、学内演習実施	特別な場合を除き活動停止	以下の場合を除き、登校を控える。 ・対面授業を受講(遠隔授業を学内で受講する場合を含む) ・学生指導上緊急に必要な場合	同上	同上	同上
5 (原則活動停止)	・遠隔授業のみ実施 ・臨地実習・学内演習の中止	全面活動停止	・全面的な登校禁止 ・遠隔で学生の学修・生活指導を行う。	テレワークを活用し、原則として校内立ち入り禁止	大学施設の維持管理要員のみ出勤	リモート会議のみ